

## 南相馬市立病院改革プラン（素案）をパブリックコメントに諮ることに ついて（概要）

平成 28 年 1 1 月  
健康福祉部健康づくり課

### 1 策定の趣旨

現在、病院事業を設置している地方公共団体においては、国（総務省）が示した「公立病院改革ガイドライン（平成 19 年 12 月 24 日付け自治財政局長通知）」を踏まえ、公立病院改革プランを策定し、病院事業経営の改革に総合的に行ってきたところであり、本市においても、平成 20 年度に「南相馬市立病院改革プラン」を策定し、取り組んできたところです。

南相馬市立病院（市立総合病院・市立小高病院）では、全国的な自治体病院が抱える問題に加え、東日本大震災と原子力発電所事故の影響により、経営環境及び医療提供体制は、震災前に比べ非常に厳しい状況にあります。

このような状況下においても、地域医療を安定的かつ継続的に提供するため、今般、国が示した「新公立病院改革ガイドライン」並びに、福島県「地域医療構想」を踏まえた、新たな「南相馬市立病院改革プラン」を策定するものです。

### 2 策定の概要

国が示した「新公立病院改革ガイドライン」、更には県における「地域医療構想」との整合を図り、以下の 4 つの視点を踏まえ策定します。

#### （1）経営の効率化

- ① 経常収支比率、医業収支比率の数値目標を設定し経営の効率化を図ります。
- ② 現状に沿った経費削減、収入増加等への具体的な取り組みを示します。

#### （2）再編・ネットワーク化

- ① 地域の民間病院の重複機能の回避や病床利用率の向上を図ります。
- ② 介護関連施設との業務提携や再編統合も含めた推進を図ります。

#### （3）経営形態の見直し

- ① 独立行政法人化、指定管理、地方公営企業法全部適用、民間譲渡等を検討します。

#### （4）地域医療構想を踏まえた役割の明確化（新たな視点）

- ① 地域医療構想との整合性を踏まえ、公立病院が規模別に担う医療の方向性の明確化を図ります。

### 3 計画対象期間 4 年間（平成 29 年度～平成 32 年度）

### 4 策定フレーム 別紙のとおり

### 5 パブリックコメントの概要

- （1）案の公表：平成 29 年 1 月 1 日（日）
- （2）意見提出期間：平成 29 年 1 月 1 日（日）～1 月 20 日（金）
- （3）案の公表場所：広報みなみそうま、市ホームページ、各区役所総合案内  
各生涯学習センター、情報交流センター、健康づくり課